



5月21日に商工会の総代会が開催され、令和6年度の事業計画が決定されます。IT導入など新たな事業展開に係る補助金取得支援や働き方改革助成金申請等、会員企業の経営力向上に重点的に取り組んでいきます。また、プレミアム商品券の発行、商談会、展示会への出展支援など、販路拡大に取り組んでいきますので、これらの支援策を積極的にご活用下さるようお願いいたします。なお、総代会の結果は、次回以降でお知らせいたします。

## 福岡県事業承継実現補助金

今後5年以内に事業承継をしようとしており、福岡県事業承継支援ネットワーク構成機関から事業承継計画に関する支援を受けた中小企業者に対し、必要な経費を補助します。

◆補助率：1/2以内(小規模事業者の場合2/3以内)

◆補助上限：50万円

◆対象経費：開発費、研修受講料、委託費など

◆申込受付期間：

・令和6年5月7日(火)～9月30日(月)

・各回締切日：第1次締切：6/28、第2次締切：7/31

第3次締切：8/30、最終締切：9/30

※申込状況次第で、受付終了となる場合があります。

・詳細は別紙、下記URLよりご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syoukueijitsugen-hojo.html>

## 県中小企業等省エネ設備導入支援補助金

福岡県内の中小事業者等を対象に、省エネ効果が高い既存設備の更新や機器の導入を支援します。

◆補助対象設備

LED照明(同時に導入する調光設備含む)

高効率空調設備(高効率換気設備含む)、業務用給湯設備、変圧器、冷凍冷蔵機器、高性能ボイラ他

◆補助対象経費の3分の1(上限：100万円)

◆公募期間：第1次公募5月1日(水)～第4次公募8月30日(金)迄

<https://www.earth-tone.jp/energysave/>

◆お問合せ

福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金審査事務局(株式会社アーストーンコンサルティング)

メール：[eejv@earth-tone.jp](mailto:eejv@earth-tone.jp)

メールのタイトルは「福岡県補助金についての質問」とご入力ください。

TEL：092-292-1701

## 所得税の定額減税

令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。

### 1 定額減税の対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

### 2 定額減税の対象となる所得税

対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。

### 3 定額減税額

定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額はその所得税額が限度となります。

① 本人(居住者に限ります。) 30,000円

② 同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に限ります) 1人につき30,000円

### 4 定額減税の実施方法

・給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から控除されます。これにより控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

・事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

**給与支払者向けの説明会もあります!**

・日時 令和6年5月23日(木) 13:30～15:00～

・場所 筑紫野市文化会館2階多目的ホール

・申込方法 国税庁LINEまたは電話での事前申込

## 711-ランズ・事業者間取引適正化等法施行予定

近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、令和6年秋頃の施行を予定しています。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

